

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 上田市介護保険運営協議会 |
| 2 | 日時 | 令和2年11月12日 午後1時30分から午後3時04分まで |
| 3 | 会場 | 上田創造館1階文化ホール |
| 4 | 出席者 | 荻原委員、清住委員、柴崎委員、春原委員、芹澤委員、竹倉委員、田玉委員、友松委員、橋本委員、山浦委員、山寺委員 |
| 5 | 市側出席者 | 近藤福祉部長、藤沢高齢者介護課長、橋詰地域包括ケア推進係長、
矢野高齢者支援担当係長、笠井高齢者支援担当係長、下村介護保険担当係長、
小須田介護保険担当係長、半田高齢者支援担当係長、中澤高齢者支援担当係長、
井澤高齢者支援担当係長、遠藤高齢者支援担当係長、甲田介護保険担当 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | 公開 一部公開 ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者 | 0人 記者 0人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和2年11月16日 |

協議事項等

1 開 会 (高齢者介護課長)

2 あいさつ

3 協議事項 (橋本会長の進行)

(1) 第8期上田市高齢者福祉総合計画素案について

審議概要

(1) 第8期上田市高齢者福祉総合計画素案について

(会長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見については、資料が非常に多いため、1頁から46頁までの総論部分、47頁から82頁までの各論、第1章、第2章の部分、83頁から116頁までの各論、第3章、第4章の部分の3回に分けて行いたいと思います。それでは、まず1頁から46頁までの総論部分で、御質問・御意見がありましたらどうぞ御発言ください。

(委員) 42頁に市全域の基盤整備状況があるのですが、包括センターの地域ごとに分かれているわけですが、なるべくその中でサービスが完結することが好ましいと思うのですが、21頁の地図を参考にいたしますと、中心部の隣接するところでは融通も利くと思いますけれども、真田とか武石のように離れるところではなるべく完結したほうが良いのではないかと考えるのですが、42頁を見ますと、小規模多機能が西部と武石にはないわけですが、グループホームなどはまんべんなくある形となっています。この辺は融通ができていのかと思ったのですが、109頁の説明のところでは小規模多機能についてはあまり既存利用が増えていないというような話がありましたが、そういうことを反映してこのままいくという形になっているのでしょうか。その辺を少し教えていただきたいと思います。

(事務局) 小規模多機能の部分につきましては、42頁を見ていただきまして、概ね圏域ごとに整備されております。今おっしゃったとおり、西部地域、武石地域についてはまだ整備されていない状況ですが、一つは看護小規模多機という施設、こちらはまだ3施設しか整備されて

いないのですが、西部地域の場合は看護小規模の施設がございます。先ほど委員さんがおっしゃったとおり、隣接圏域の融通も利かした形で小規模多機能の展開をしていただいております。それと同時になかなか利用者数が増えていかないという状況がございます。通常、小規模多機能というのは泊りのほかに、通いと訪問の3つが同じ施設でできるというサービスなのですが、この辺が既存の訪問介護サービス、デイサービス、ショートステイの利用で賄ってしまっており、なかなか小規模へ利用者が回ってきていないという状況がございます。2040年に向けて、24時間の在宅を見守るための大事なサービスとなりますので、整備の方は進めていきたいと考えておりますが、現状の中で8期のところは見送りという形で3年間状況を見させていただいて、9期以降では圏域も含めて小規模多機能の整備について、こういった協議を経て、整備等を考えていきたいと思っております。

(委員) 8頁の令和2年の人口ですが、ネットで見ると、ここでは155,722人ですが、3月1日付けでは、上田市の人口は156,554人で、さらに外国人が4,000人で16万人になっているはずなのですが、どうしてこんなに違うのでしょうか。

(事務局) こちらは、令和2年までは各年の10月1日現在の人口となっておりますので、他の統計などは3月31日の数字で。

(委員) 3月1日ですけれども、それで1,000人違いますか。いつも上田市の統計を見ていて、他の審議会でもこの数字がいつも違う。そうすると分母が違ってくるから計算式がおかしくなってしまうと思う。どこかにちゃんとした数字というか、3月1日なのか10月1日なのかということで、確定をさせていただきたい。ついでに申し上げるとほかの審議会もそうなのですが、人口推移が上田市の場合は、社会動態の計算式から行くよりも下がり方がなだらかです。しかも外国人がいるので、外国人の所得税の払いはどうなっているのかということは語られていないのですけれども、実は介護保険の対象とならないからはいっているのかということも実はあるのですけれども、その辺は一度整理をして教えていただきたい。数字の問題なので今はお解りにならないと思うので、また後程お教えいただきたいと思えます。

もう一点でございますが、22頁のグラフですが、各地域の高齢化率を出していただいて、使いやすくいいなと思って見ているのですけれども、各地の令和2年までは出ているのですが、見込みが全然ないですね。今やっているのは令和3年から5年度までのことです。この先の高齢化率が推測で出せませんか。怖い数字ではあるのですけれども、どんなものでしょう。

老人世帯は行ったり来たりやたらししていれば、郊外に出ちゃったとか施設に入っちゃったとかしていると、街中の空洞化はこの表よりももっとひどいことになってくるだろうという見込みはあるのですけれども、今見ていると周辺部の方が高齢化率は31%から32%になっていまして、やっと中央が30%になりましたから、この後が一体どうなるだろうというところにわれわれの興味があるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

(事務局) 初めに委員さんからお話がありましたけれども、全市的な人口の数値の取り方、それを基にしまして高齢化率等、市でも予測を出しているのですが、それをさらに10圏域ごと、各地域の高齢化率を出しておりますが、そうした数字が、実際どの程度確実性があるかといいますと、この部分でも大きな差異が出てしまうのではないかと考えております。確かにお話にありますとおり、高齢化率、全体の人数に対する高齢者の数ですので、人口が減ってくれば高齢者の数がそれほど変わらなくても、高齢化率が上がってくるような状況も出てくると思われまので、地域ごとの数値については実際の状態とかなり乖離してしまう心配もありますので、今のところそこまでお出しする予定はないといった状況でございます。

(委員) そうなってくると住民主体の何とかというのが成立しなくなってしまう可能性が出てくるんですね。われわれのところ、私は街中の北部の地区長を任せられておりますので、今後どうなるのかということの方が非常に重要な数値になってまいりまして、住民自治組織とかということになってきますと、じゃあ我々は何ができるのだろうということの方が大きな問題になってきますから、少し荒っぽくてもいいので、ここはこれ以上出さないでくれとかあるかもしれませんが、そういうのがお示しいただければやりようを考えるか考え直すか、この数値を見ると何かそうしなくてはいけないような気がしているのですけれども。急激に上がっていった時に何ができるのだろうということが実態として内部ではあるのですが、その辺はご検討いただければありがたいなと思っております。よろしくお願いたします。

(委員) 圏域ごとに出ているデータというのは、これは包括支援センターのエリアではなくて、日常生活圏域というところでの数ということでいいですよ。包括支援センターとしては、別の枠組みというところは8期以降も変わらないということでもよろしいですかね。もう一つ、要介護認定者の推移ですけど、地域ごとに出ていると思うのですけれども、平成29年まで出ている、それ以降のところは前回の資料のところ平成元年のところまで出ていたりしましたが、気になっているのが、要介護3以上の方が減ってきているのが、ここ3年のところでも減ってきている部分があるのかということと、要介護3以上の方が減っている部分で、施設系のサービスでも特養は利用者さんが入ってきているようだけれども、老健とかが少し空いてきているといった状況がある中で、施設系サービスの整備状況のところでも、空きができていく状況の中でどう整備するのかということも、先を見据えた状態ではあるかと思えますけど、その辺の考察を少ししていかなければいけないのかなと感じていますが、統計が29年から令和2年というところがまだはっきり出ていないと思うのですけれども、その辺は数字として出てきているのかなと思うので、何が言いたいかということ、それを見ながらサービスの整備状況ということも考えていかなければいけないのかなと思っております。その辺はどう見えていますか。

(事務局) 圏域のところはおっしゃったとおり、実際の圏域と包括との多少のずれはあるかと思えます。施設整備につきましては、介護保険が始まって第4期の計画までは国としても施設整備を推進するような動きがありまして、それに倣って施設整備を進めてきたのですが、現状の中で大きな問題の1つとして介護人材の関係がございまして、施設整備をすると人員がかなり必要になってくるという状況もあります。その中で、国でも、上田市でも7期から示しているのですが、24時間対応型サービスの充実ということで、なんとか施設整備の分を受け皿として対応できないかということで、その関係で小規模多機能ですとか、定期巡回などの整備を進めてきています。その中で、今後高齢者がある一定まで延びていきますが、その先少なくなってくるといった状況の中で、単純に施設整備を進めていって良いかといった状況もありまして、2040年を見据えた状況の中で、3年間のところでこれまでの24時間型の部分の促進と施設については、もう少し見定めた中で考えていった方が良いのではないかとこのところが基本的な考え方になっております。特に老健の空き状況の問題もございまして、その辺はゆくゆく状況も確認しながら、といった形になってくると思えますし、施設の受け皿として、老健さんに利用者さんを活用していただくような取り組みも考えていかなければいけないのかなと思っております。ございます。

(会長) 他にどなたかよろしいでしょうか。それでは他にございませんようでしたら、次に進みたいと思えます。それでは、47頁から82頁までの各論、第1章、第2章の部分につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

(委員) 54頁の自立支援介護予防のところですが、現在進められておられます55頁にありますサロン事業の設立支援ということが進められているわけです。それと58頁の認知症施策の推進ということで、非常に認知症は増えつつあるわけですが、その具体的なものとして、認

知症カフェの開設も進められております。そのあたりにおいて、地域においてサロンですとか認知症カフェというのを担っているのは、はっきり言って同じ方たちがやっているわけですが、違いというのは、たぶん認知症カフェは専門員の方に着ていただくということだとは思いますが、この辺をうまくつないでですね、はっきり言って同じ施設でやっても構わないですけども、その辺の連携等どう考えてらっしゃるのか。自立、共助といったことは言われているのですが、地域住民が参加しなければ成り立たないわけですから、その辺につきまして、どのようにお考えでしょうか。

(事務局) 認知症カフェの御説明をさせていただきます。今委員さんからもお話のありました、運営者が同じところもあるというお話なのですが、確かにそういった団体さんもございます。認知症カフェの目的が認知症の方ですとか、そのご家族だけでなく、地域の方だれでもが参加して、コミュニケーションをとる場として使えるような、そういった広い意味で認知症カフェは運営されております。また、認知症カフェのスタッフとして、施設の職員さんだけではなく、専門員さんも集うことによって、認知症の方ですとか、ご家族さんがいろいろな相談をできるというような性質も持っております。サロンと似たような集まりにはなってしまうのですが、性質が少し異なるということになっております。

(委員) さっきの要介護度とリンクするところがありますが、69頁の住まいのところですが、施設系のところで、住宅型有料老人ホームというのが、要介護度の高い人の施設ということではないと思うのですが、この施設を令和5年度の目標でかなり増える形になっているのですが、これは市として、目標と書くと市としてここまで増やすぞという風に見えるのですが、その辺はどういう形でこの数字が上がっているのですかね。そういう手上げのところがあるということなのか、その辺を。

(事務局) 現状、意向としてある数字を載せている形になっております。目標数値となると少し違うかなといった形になるのですが、こちらについては、安定的な施設の確保といった形で、5年度までにはこの程度、数値として有料等含めた施設整備が市内で行われるとう形で、数値化して出しております。

(委員) 上田市としてもこれぐらいの施設は必要だろうという判断もあるのですかね。これは上田市で認定するというものではないと思うので、なかなかそこは誘導できないと思うのですが、実際に有料老人ホームに聞くと空いているところもあるという話も聞いたりするのですが、そういう中で本当にこれだけ整備して大丈夫なのかというところも心配なところなので、ひとこと言わせていただきました。

(事務局) 有料老人ホームにつきましては、厳密な意味での介護保険のサービス提供施設ではありませんので、計画上制限するという事はなかなかできない施設となっております。いわゆる高齢者の方の住まいの整備という形になりまして、それについては、高齢者の方が自宅ではなかなか難しい場合の受け皿としての整備ということは必要であると考えておりますが、ただ、上田市としてこの部分のところを数値的に制限したりとか調整したりといったことはできないので、現状上田市としては、このぐらいの住まいの確保としての数字を見込んでいるという形で出しております。上田市が希望している数字というとその辺は違いがあるかと思うのですが、安定的な住まいの確保数として、5年度までは上田市としてこの数字が有料等の中で確保されますという形で出しております。

(委員) 67頁ですが、表でございますけれども、この表の中で中学校区等と日常生活圏の中でございますけれども、これは市の中で統一見解なのでしょう。実は今、このベースとなるような協議体をつくっている最中でございますけれども、今までも住民自治組織というのが中学校区域を中心としてきたのですが、あまりうまくいってないので、小学校区域に直そうという動きが非常にあります。我々はその方向で動いています。そうなるくとこの

絵そのものが、等に入るのか、中学校等なのか、そういう意味なのか、それとも中学校等というのはそれにプラスマイナスという意味なのか、これがわからないのでご説明願いたいと思います。

(事務局) 日常圏域、中学校区というのは、上田市では包括単位になっております。各包括単位ですが、先ほども中学校区単位ということで、それは少し広すぎるから小学校区単位でという話がありますが、そういうのは第2層の中に第3層という小さいエリアができるようなイメージでよろしいかなと思いますので、第2層の各包括のコーディネーターにも、第2層という中学校区単位という広い地域で同じ課題に向けてというのはなかなか難しいということがありますので、絞った小さいエリアでも活動をお願いしているところがございます。ここにある中学校区等というのは、上田市の場合は包括単位で丸子のところは中学校区ですと、丸子中、北中とありますが、丸子は丸子1つということでここは等ということになっております。

(委員) 皆さんはそれでいいかもしれませんが、降ろされてくる我々は困るんですよ。そこはちゃんとしておいていただかないと。中学校でも2つの小学校から中学校に行くという形の中で、完全に区域が分かれてしまう。もっと具体的に言えば、上田第三中学校は北小学校と西小学校が合体されて第三中学校になるわけです。西小学校と北小学校は、大人同士は全く行き来がないんですよ。そうすると、その中で、第二層でやって、第三層に降ろしてきてって言われても、この下は全くこの絵のようにはいかないということがございまして、やはりこのところは、どこに降ろしてくるかという問題もありますけれども、ちょっと問題が出てくると思います。今現在は全く、ブロック的にもこの表にありましたとおり西部地域と中央地域に分かれますので、その段階で完全に線引きが分かれていますから、包括さんもそのつもりで活動されていると思います。したがって、この表のようにこれからこれで走っていくとなるとちょっと問題かなと、ちょっとじゃなくて降ろされるほうは問題かなと私は思っております。

2点目でございますけれども、78頁です。老人クラブ数が減少していると。令和3年までこの老人クラブの数を維持していくと、この老人クラブの会員数は4,837から4,800とこういう風になっておりますが、現実的には、私も老人クラブ入っていますから、正規の通常の地域の方々の中で圧倒的に多いのが、老人クラブの65歳以上ですよ。この老人クラブは65歳以上ですよ。そういう定義ですよ。そうするとですね、先ほど高齢化率が30%を超えたというところを出しましたけれども、実は、現実的ないろいろなことをおやりになっている方々は、基本的にもう65歳をみんな超えているんですよ。地域の方で。そうすると、この数字がそうなのというか、このところでお年寄りをなんとかして地域の中で活かしていく、そういう計画にしていけないとなかなかやりにくいのではないのかなと思っておりますので、その辺はいかがなご考えなのでしょうか。

(事務局) 78頁のところ、令和5年度末の見込みを4,800人とさせていただいております。2年度末の見込みと比べて、横ばいというよりは若干の減といった数字となっております。老人クラブの会員数につきましては、ここ数年減少傾向が続いております。その中で地域の担い手としては、大変期待をする存在ではございますので、私たちとしてもクラブの会員数に応じて補助金の上乗せをするなど、そういった取り組みは行っているところですが、その取り組みの中でなんとか今の状況、数字を少しでも維持していきたいという数字で設定いたしました。

(委員) おそらくそういう答えだろうと思いますけれども、実態としては本当に今会社で働いている方々は70歳まで働くんですよ。そうすると65歳から70歳の方々は、老人クラブに名前だけはあっても実際には出てこられないですよ。そういう現実的な問題を織り込んでいかないと計画としては現実と乖離してしまうと思うのですが、その点を部内でご検討いただきたところかなという風に、私は現実的に自治会運営をやっている俺はまだ定年前

だと、68歳くらいの方がおっしゃられて、そりゃそうですよね、あなたもう65歳過ぎたでしょと言ってもまだまだ俺は会社で現役だよ、と言う方がたくさんいらっしゃるんだよね。そういうことをひっくるめたときにですね、人生勤め人生活70年といいますか、というところまで既にきておりますので、やっぱり高齢化の中ではそこは織り込んでいかないといけないことかなと思っておりますので、一つご検討をいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

(委員) 私は高齢者クラブを代表して出ております。今お話をされていてそのとおりで思っておるんですよ。今の4千人という数は、あくまで市からの補助金を貰っている、老人会活動を行っている、そこに入ってきた人の数ですね。現実にはですね、自然発生的に昔から自治会とは別に、まったく任意団体として老人会と近い活動をしているところは実際にはたくさんあるんです。そういう人たちに対して私共は市から貰えるのだから、貰って活動しましょうという訴えはしているのですけれども、なかなか魅力的ではないことがありまして、今おっしゃったように、65歳から75歳の方々というのはまず入ってこないですね。それはですね、まだ年寄り扱いされたくないよという意見も随分であるのですが、逆に私としては65歳、75歳なんていう年齢は非常にまだ若くて、元気な高齢者だという風に考えています。したがってそれをうまく利用する、活用するというのを専門的な方を含めてやらないと、例えば介護につきまして、専門職の方が実際は専門としていること以外のこともおやりになっているみたいなことも聞いておりまして、例えば清掃だとか、実際には食事の介護だとか、送迎だとか、そういうことは専門職でなくてもできるわけですし、そういったところにボランティア的に高齢者が入って行って、そういった活動をお助けできれば、施設にとってもありがたいし、若い年寄りがそういうことを知ることが将来の自分のための勉強にもなると思うんですね。そういうこともありますし、いろんな意味で制度化していただいて、ただ純粋なボランティアとして参加するのではなくて、ちょっと考えていただきたいなとは思いますが、そういった活動をポイント制みたいにしなくて、それを貯めておいて、将来自分が介護保険のお世話になるといったときに自己負担分なんかで充当できるとか、そんなような仕組みができたらいんじゃないかなという風に考えているんですが、非常に壮大なシステムが必要になると思うのですけれども、まず少なくとも上田市内でやって、あるいは将来的には県内でやって、どこかに移動しても自分の貯えたポイントはそこでも使えるような仕組みも必要だとは思いますが、要するに介護費用の削減にもつながりますし、とにかく若年シニアと言いたいんですけれども、若年シニアの生きがいづくりということにも貢献できるし、場合によっては、いろんなところでボランティア活動をしてらっしゃるグループの方たくさんいらっしゃるんですけども、そういった人たちを含めて、そういったポイント制度みたいのができるようになりましたら、そうなるは無償のボランティアというよりは、ある意味では有償のという形になるんでしょうが、そうやっていったらいろいろなことを担うみんながいいんじゃないかなと私はおもっているんです。これはできたら可能性についてコメントいただきたいと思っているところなのですが。

(会長) 他にどなたかよろしいでしょうか。それでは他にございませんようでしたら、続きまして、83頁から116頁までの第3章、第4章の部分につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

(委員) 110頁の介護人材確保ですけれども、今日お配りいただきました、平成30年度の調査をざっと見させていただいたんですけれども、2年前ですけれどもすでになんかなり不足というところを言われております。現在はもっと進んでいるんじゃないかと危惧するのですけれども、皆様のご意見の中に、待遇の改善について市の方で何らかの補助といいますか、していただけないかというような意見も書いてあるわけですが、実際問題としてこれは可能なことなんでしょうか。あるいは、今お話がありましたけれども、代われる業務をですね、例えば地域の方たちが地域の施設へ行って行うことによって業務の軽減を図るとい

ようなことも考えられるのかとは思いますが、それについてお考えを伺いたいと思います。

(事務局) 介護人材の関係につきましては、上田市だけではなくて、県内、全国的にもかなり問題となってきた部分だと思います。併せて高齢者数が伸びていく中で、元々の総数自体も限られた中で対応していかなければならないという現状もあるかと思います。今回お示した調査結果等につきましては、実際にご要望いただいた生のお声も載せてありますので、現状上田市としてなかなか対応できないような内容も入っております。処遇改善ですとか、現状だとなかなか取り組めないようなところも、要望していただいている部分は記載させていただいているという状況です。実際には雇用の関係も含めて、雇用の担当課とも調整しながら、という部分と県でも全国的な状況を含めて、補助事業的な項目が充実してきている中で、そういったものを活用しながら介護人材の対策につなげていくような取り組みをしていきたいと考えておまして、調査の内容も精査しながら、状況によっては再度アンケートを行ったり、聞き取りをしながら現状を確認しつつ、すぐに効果的なものができるかはわかりませんが、取り組みを進めていきたいと考えております。

(委員) 90 頁以降のところの地域包括支援センターのところですが、今回この計画の中では災害に関する部分も盛り込まれてくるという中で、私は認識的によくわかってないので、地域包括支援センターというのは災害時に何か対応というのは、そういう役割というのは何かあるのでしょうか。

(事務局) 国ですとか事業の中で、明確に災害時の対応というのは示されてはいないです。業務の中で係るケースですとか、地域の中で心配な方などの情報把握ですとか1 番に係っているのは地域包括支援センターですので、台風 19 号の際もそうですが、地域包括支援センターも職員が時間外であっても職場に詰めて安否確認をしたりですとか、地域に出て消防と一緒に回ったりといった活動も自主的に行っております。

(委員) 確かに台風の時に報告したり相談したりということで、包括支援センターの方にやらしていただいたりという部分もあるんですけども、包括支援センターと自治センターとリンクしていない地域があったりして、そこが住民の人もどこに相談したらいいのかといったあたりが、包括支援センターなのか、自治センターなのかという、その辺が混乱するようなところもあるかと思うのですが、その辺については今の段階でしっかり周知をするしかないと思うのですが、その辺についてはどうお考えですか。

(事務局) 台風の後なのですが、全地域包括支援センターを集めまして、市と反省点などの協議を行っております。おっしゃられたとおり、地域の住民の方が混乱している、情報が錯綜しているといった場面もいくつかございました。市としましてはそういった地域の皆さんがそちらに連絡というよりも、どちらかに連絡をすれば必ず対応ができるというような体制をとっていこうということで、今包括とは話を詰めているところです。併せて、市の危機管理などにも相談をし、今後そういった体制が組めればと考えております。

(委員) 在宅の方は避難場所に行けない人というか、行ってもトイレが困るから私は行かないとか、場所によっていろいろあったりするので、そういうところも、避難場所のところも福祉系というか、そういう人たちの避難場所の確保ということも必要だろうし、そこがどちらかに連絡してもいいということであれば、自治体に連絡したときにそこがきちんと情報的に把握できて、うまい指導というか、そういうことができる体制というのはしっかり作っていただきたいと思います。この圏域が変わらないのであれば。

(委員) 112 頁の介護給付適正化事業の推進というところで、ケアプランの点検というのを今までもやられてきたと思うんですけども、介護支援専門員によって差が出ないように、内容ま

で踏み込んだチェックをされるということで、大変素晴らしいと思います。3年に1回ということなのですけれども、どんな問題があつて、どういう指導をして、きちんと改善できているのか、どういうチェックをしているのかちょっとわからないのですけれども、問題があつた時に次行うのが3年後でいいのかといったところで不安もあるので、問題のある専門員の方がいたら、サービスを受ける方の不利益にならないように、柔軟にフォローしていただけたら、3年ということにこだわらなくてもいいのかなという意見です。

(事務局) ケアプラン点検につきましては、居宅介護支援事業所が市内に40か所程度ありまして、概ね3年で全事業所を回りたいということで3年に1回という形で書いております。プラン点検の内容につきましては、やっていく中でいろいろと検討していきたい部分ではあるのですが、現状では各事業所さんの方で一通り見させていただいた後に、今回の内容を踏まえて作っていただいたケアプランを再度1つなり2つ、地元の包括さんに提出していただき、確認していただくというような、フォローアップのような形を取らせていただき、その中で対応させていただくという形をとっております。

よろしいでしょうか。他にどなたかよろしいでしょうか。それでは御質問、御意見も尽きたようですので、この件については、皆様の御承認をいただいたものとさせていただきますがよろしいでしょうか。それでは御承認をいただいたものといたします。以上で本日の協議事項はすべて終わりましたので、協議を終了とします。

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政管理課へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。